

平成 27 年 4 月 1 日施行

建設工事等入札参加停止に関する Q & A

Q 1 入札参加停止措置とは？

A 1 入札参加停止措置とは、契約不履行や、法令等違反を行った入札参加資格者に対して、門真市が公共工事等の契約の相手方として不相当であると判断した場合に行う措置のことで、入札参加停止期間内は、競争入札の参加や、随意契約を締結することができなくなります。法令に基づく行政処分ではありません。

Q 2 新要綱が適用されるのはいつからですか？

A 2 平成 27 年 4 月 1 日からです。入札参加停止措置要件に該当する行為を行ったときや、法令等の違反により商号が公表されたときが平成 27 年 4 月 1 日以降であれば、新要綱に基づき、入札参加停止を行うこととなります。



Q 3 入札参加停止要綱の改正の経緯とその理由は？

A 3 現行の入札参加停止要綱では対応できない事案が近年発生しており、このような事案を防ぎ、公共工事の透明性・公正性をより一層確保するために、入札参加停止要綱を改め、新たに入札参加停止措置要件を加えました。

なお、平成 13 年 3 月 9 日付で閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（最終改正平成 26 年 9 月 30 日）にも「(1) 不良・不適格業者の排除に関すること」が規定されています。

(参考)

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなります。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものであると考えられます。このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとします。

Q 4 入札参加停止はどの時点から行われるのですか。

A 4 「門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱」別表中の措置要件に該当すると認定された日から入札参加停止となります。

Q 5 門真市の公共工事等の下請負人等にも入札参加停止措置を行うことはありますか？

A 5 公共工事等の下請負人等が、門真市の入札参加資格者又は有資格業者で、措置要件に該当する場合は、下請負人等にも入札参加停止措置を行います。

Q 6 入札参加資格者が各種法令等に違反しているかどうかは、どのように確認を行うのですか？

A 6 入札参加資格者が各種法令等に違反し入札参加停止措置を受けるのは、その法令等に違反し、監督官庁から処分を受け及び商号等を公表された場合です。

契約締結時に、法務監察課の職員が、施工体制台帳や施工体系図を確認し、監督官庁のホームページ等で、処分を受け商号を公表されている業者が含まれていないかを確認します。その後、施工体制台帳や施工体系図に変更があったときや疑義が生じたときは、担当課にて確認を行います。

なお、発注を行う際には、入札の実施要領等により、元請業者から、元請業者及び下請負人等が各種法令等に違反していない旨の誓約書の提出を求めます。

Q 7 公共工事等の施工に当たり、市民又は建物等に被害又は損害を与えたときは入札参加停止となるが、建物の破損を直ちに修繕する場合も入札参加停止措置を受けますか？

A 7 建物の破損がやむを得ず発生したもので、直ちに修繕を行う場合は、入札参加停止措置を行いません。

Q 8 門真市の公共工事等の受注で、下請負人等と契約締結を行うとき、
下請負人等の選定時に注意すべき点は？

A 8 下請人等との契約締結時において、以下の業者は下請負人等として使用できません。なお、下請負人等には、第二次下請業者、再委託契約業者、業務を行う上で必要となる資材等の製造又は購入契約業者も含まれます。

①門真市の入札参加停止業者

②門真市の入札参加資格者以外の業者で、入札参加停止措置要件に規定する各種法令等違反のいずれかに該当する業者

Q 9 各種法令等に違反した場合、入札参加停止となりますが、各種法令とは？

A 9 建設業法、独占禁止法、建築基準法、都市計画法、騒音規制法等の環境保全に関する各種法令、労働基準法等の労働に関する各種法令、大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱、門真市の各種条例や規則も含まれます。

Q10 新要綱の施行前（平成 27 年 3 月 31 日以前）に入札参加停止措置を受けた場合、入札参加停止期間は新要綱に規定されている期間になるのでしょうか。

A10 新要綱の施行前に入札参加停止措置を受けている業者については、旧要綱に基づき措置を行うため、入札参加停止期間は変わりません。